

2014年（平成26年）第9回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2014年（平成26年）9月11日
- 2 通知年月日 2014年（平成26年）9月16日
- 3 開催年月日 2014年（平成26年）9月30日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 中会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 買受適格証明申請について

6 出席委員

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 掛谷 典人 | 2番 高橋 誠 | 3番 広江 文男 |
| 4番 稲垣 忠良 | 5番 谷邊 博人 | 6番 村上 三晴 |
| 7番 岡崎 昌史 | 8番 梶田 富美子 | 9番 平 勝義 |
| 10番 井上 博僖 | 11番 鶏内 淑臣 | 14番 鶏内 和義 |
| 15番 小林 正勝 | 16番 谷本 耕造 | 17番 山崎 貫二 |
| 18番 松井 隆尚 | | |

以上16名

7 欠席委員

- 12番 門田 正義 13番 淵上 信弘

8 その他の出席者

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 小川 裕司 | 松永出張所 | 藤原 真治 |
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 新市出張所 | 濱野 竜二 |
| 北部出張所 | 藤岡 領子 | 沼隈出張所 | 野宗 英司 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局 | 平田 純雄 |

以上8名

10 議事内容

午前9時55分開会

- 事務局長 それでは、ただいまから2014年(平成26年)第9回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしく願いいたします。
- 部会長 — 開会あいさつ —
- 議長
(5番) それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。
はじめに、会議の成立を申し上げます。委員総数18名のうち、出席委員16名、欠席委員2名、在任委員の過半数が出席ですので、本日の会議は成立いたします。
続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号4番の稲垣忠良委員と議席番号14番の鶏内和義委員をお願いいたします。
- 議長 議事に入る前に、議案の訂正・追加取下げ事項があれば、事務局より説明してください。
- 事務局 それでは、第9回農地部会議案書取下げ・追加事項ですが、4ページ4番が取下げ、7ページ1番が取下げ、8ページ8番、9番が取下げ、9ページ17番が取下げ、追加報告として「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」広島地方裁判所福山支部からの照会案件の追加報告です。
- 議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。
まず、西部地区の報告をお願いします。
- 6番
(村上) それでは、西部地区の審議内容の報告をいたします。
西部地区では、9月24日の午後0時20分から関係者により、現地調査を行い、午後4時から8階の農業委員室で協議会を開催しました。
委員9名全員の出席により、議案第1号6件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号2件の合計11件について審議いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの1番から2ページの6番について報告をします。

1番は、赤坂町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

2番から4番は関連案件で、群馬県館林市の譲渡人からそれぞれ譲受けるもので、2番は、神島町の譲受人が水稻を栽培し、経営規模の拡大を図り、3番は、松永町の譲受人が、4番は、宮前町の譲受人が、それぞれ新規就農して水稻及び野菜を栽培するものです。

5番は、瀬戸町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

6番は、熊野町の譲受人が、東深津町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件とも、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。
次に松永地区の報告をお願いします。

10番
(井上)

それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

松永地区では、9月24日の午前8時40分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員5名全員の出席により、1号議案2件、2号議案2件、3号議案2件の合計6件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの7番と8番について報告します。

7番ですが、本郷町の譲渡人が高齢で耕作できなくなったため、後継者である譲受人に生前贈与するものです。申請地には、今までどおり野菜・果樹の栽培をする予定です。

8番ですが、福山市が施工する都市計画街路の駅前府中線道路改良事業に伴い、隣接地の分筆が必要となり、公図と現況が異なるため、今津町の譲受人が同町の譲渡人から贈与により譲受け、整理するものです。

いずれの案件とも、農業経験があり、農機具等も所有されております。

議 長

ありがとうございました。
次に北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

それでは、北部地区の審議内容について、報告します。

北部地区では、9月24日の午後0時20分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員の出席により、1号議案6件、2号議案4件、3号議案5件、4号議案3件、5号議案2件の合計20件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの9番から3ページの14番の案件について報告します。

9番と10番は、関連案件です。

9番は、遠方に居住し労力不足のため、経営規模の縮小を図りたい貸出人から、借受人が申請地に使用貸借権を設定し、新規就農をするものです。

10番では、労力不足に伴い管理が困難となった譲渡人から、農業経営に従事をしたい譲受人が、申請地を譲り受け新規就農するものです。

11番と12番は、関連案件です。

11番は、仕事が忙しく耕作困難となった譲渡人から、譲受人が居住地に近い申請地を譲り受け、新規就農をするものです。

12番では、譲受人が、相続財産管理人の名義である申請地を、譲り受け新規就農するものです。

13番は、遠方に居住しているため耕作困難な譲渡人から、譲受人が居住地に近い申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。

14番は、高齢のため耕作困難となった譲渡人が、後継者である譲受人に申請地を贈与するものです。

いずれも必要な農機具等の確保がされており、問題はないと思われま

す。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

ただいまの議案第1号の14件は、農地法第3条調査書のとおり、借入れ後、又は、取得後の全ての農地を利用すること、機械労働力・技術・通作距離などからみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず、東部地区の報告をお願いします。

3番 それでは、東部地区の審議内容について報告します。

(広江)

東部地区では、9月22日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時から委員7名全員の出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

審議した議案は、議案第2号3件、議案第3号1件の合計4件です。

それでは、4ページの議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の4ページ1番から3番の案件について報告します。

1番は、大門町にお住まいの申請人が、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。現地調査をしましたが、現状のまま使用されるため、問題ないと思われま

す。2番は、安芸郡府中町にお住まいの申請人が、実家が公共用地の立ち退きになったため、建て替えをするものです。上水道は整備済みで、合併浄化槽を設置する予定です。現地調査をしましたが、問題ないと思われま

す。3番は、坪生町にお住まいの申請人が、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。現地調査をしましたが、日照もよく、問題ないと思われま

議長 ありがとうございます。

次に西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 5 ページの 5 番について報告します。

赤坂町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、赤坂小学校の北西、約 800メートルから 900メートルのところです。

なお、本案件は、農振農用地区域内のため、農振除外手続き中であり
ます。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもない
と認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10 番
(井上)

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定につ
いて」の 5 ページの 6 番と 7 番について報告します。

6 番は、本郷町の申請人が隣接地の住宅の建て替えに伴い、露天駐車場
及び進入路として利用するものです。なお、住宅の取り壊しのため、工事
関係者の車両通行用として広げて使用しておりますので、顛末書の提出を
受けております。

7 番は、本郷町の申請人が売電用の太陽光発電パネルを設置するもの
です。

現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を
生じる恐れはありません。なお、いずれの案件とも、農振農用地区域内
であるため、農振除外の手段中です。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定につ
いて」の 5 ページの 8 番から 6 ページ 11 番について報告します。

8 番は、農作業用車等の駐車場がないため申請地を露天駐車場とし、ま
た、一部を進入路として利用するものです。

なお、申請地はすでに造成がしてあるため、農業委員会会長宛に始末書
の提出がされています。

9 番は、仕事の関係で他県に居住をしていたが、この度福山に帰ること
になったので、申請地に居宅を建築するものです。

10 番は、労力不足のため耕作困難となり、申請地に太陽光発電パネル

の設置をするものです。

1 1 番は、現在、休耕地である申請地の有効利用を図るため、申請地に太陽光発電パネルの設置をするものです。

現地確認をしましたところ、いずれも日照・排水等近隣の農地への影響はないと思われます。

なお、全ての案件は農振農用地区域内であるため、農振除外の手続中です。

議 長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(山崎)

それでは神辺地区の審議内容について報告いたします。神辺地区では、9月24日午前8時55分から関係者により、現地調査を行い、午前11時55分より、神辺支所 会議棟福利厚生室で協議会を開催しました。

委員6名全員の出席により議案第2号3件、議案第3号12件の合計15件について、審議いたしました。

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」6ページ12番から14番について報告します。

12番は、申請人が遠方に居住のため、農地の保全管理が困難で、申請地の田1筆の北西側の一部に太陽光発電パネルを設置するものです。

13番は、借家住まいだった申請人家族が実家に帰郷したところ、手狭であるため、申請地の田1筆の南側半分に住宅を建築するものです。

14番は、申請人が農業継続資金に充てるため、このたび申請地の田1筆に、太陽光発電パネルを設置するものです。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第2号の8番は、才町地区として昭和43年から昭和56年にかけて実施された農業構造改善事業により整備された第1種農地です。農地法施行規則第35条第5号「既存施設の拡張」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

2番は、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、相当数の街区を形成している区域と認められるため第2種農地として判断されます。

その他の案件につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある

第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

すべての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず東部地区の報告をお願いします。

3 番
(広江) 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」7ページ2番について報告します。

2番は、遠方に居住して耕作困難な譲渡人が、南手城町の譲受人に農地を譲渡して、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。隣接地への排水を考慮し、雨水排水路を設置するように指導しています。

現地調査をしましたが、問題はないと思われまます。

議 長 ありがとうございました。

次に西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 7 ページの 3 番から 5 番について報告します。

3 番は、南手城町の法人が、赤坂町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として利用するものです。場所は市立福山高校のグラウンドの南東のところです。

4 番は、多治米町の借受人が、父親から申請地を借受け、分家住宅を建築するものです。

なお、本申請地は、昭和 5 3 年度から昭和 6 2 年度にかけて実施された、ほ場整備区域内であります。貸渡人の所有地で、住宅が建築可能な土地は、ほ場整備区域内以外にはないため、やむを得ないものと思われれます。場所は、至誠中学校の北東、約 6 5 0 メートルのところでは

5 番は、沼隈町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、住宅を建築するものです。場所は、能登原小学校の西側のところでは

なお、3 番と 4 番は、農振農用地区域内のため、農振除外手続き中であり

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10 番
(井上)

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」の 7 ページの 6 番から 8 ページの 7 番について報告します。

6 番は、神村町の譲受人が父親の所有する申請地を譲受け、分家住宅を建築するものです。

7 番は、赤坂町の譲受人が祖母の所有する申請地を譲受け、5 3 4 9 - 1 1 に分家住宅を建築し、5 3 4 9 - 1 2 を進入路として利用するもので

現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れはありません。

なお、7 番の申請地については、農振農用地区域内であるため、農振除外手続き中では

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 8 ページの 10 番から 9 ページの 14 番について報告します。

10 番は、遠方のため耕作困難な譲渡人より、道路からの進入路もなく困っていた譲受人が、申請地を譲り受け、宅地の拡張と露天駐車場として利用するものです。

11 番は、年々耕作困難となっている貸出人から、建築業を営む借受人が申請地に賃借権を設定し、会社の露天資材置場として利用するものです。

12 番は、住宅の建築・販売をする会社を営む譲受人が、日当たりもよく住宅として最適な土地である申請地を譲り受け、建売住宅とするものです。

13 番は、建築会社を経営する貸出人が、現在、会社が利用している資材置場が手狭になったため、申請地に賃借権を設定し、露天資材置場として利用するものです。

14 番は、農機具等の修理・販売業を営んでいる貸出人が、自宅に近い申請地に賃借権の設定をし、店舗・修理作業場として利用するものです。

現地確認をしましたところ、いずれも日照・排水等近隣の農地への影響はないと思われま

す。なお、11 番、13 番、14 番の申請地は、農振農用地区域内であるため、農振除外手続き中です。

議 長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(山崎)

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」の 9 ページ 15 番から 10 ページ 27 番について報告します。

15 番は、譲受人である法人は土木建築業を営んでおり、業務拡大で不足している露天資材置場を確保するものです。

16 番は、借受人が申請地の隣接地の宅地に分家住宅を建築します。それに伴い、申請地の畑 1 筆に期間を定めない使用賃借権を設定し、家庭用の物置を建築するものです。

18 番から 21 番は関連案件です。賃借人である法人が、賃貸人から合計 5 筆の田に 4 年間の賃借権を設定し、所要面積 2,306 m²の申請地にコンビニエンスストアの店舗 1 棟を建築するものです。

22 番と 23 番は関連案件です。譲受人が申請地の田 3 筆合計 1,00

4㎡を取得し、露天資材置場に転用し、法人へ賃貸するものです。

24番は、譲受人である法人はプラスチック加工業を営んでおり、業務拡大で不足している露天駐車場を確保するものです。

25番と26番は関連案件です。譲受人である法人は電力供給業を営んでおり、このたび25番で田1筆を購入、26番で田1筆に20年間の賃借権を設定し、所要面積3,000㎡に太陽光発電システムの材料置場として露天資材置場に転用するものです。

27番は、譲受人である法人は福山市北部を中心に建築業を営んでおり、このたび申請地の田1筆を取得し、業務拡大で不足している露天資材置場を確保するものです。

なお、9ページ15番、10ページ22番、23番、24番、27番の申請地は、農振農用地区域内であるため、農振除外手続き中です。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第3号の4番は熊野地区として昭和53年から昭和62年にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。農地法施行規則第33号第4号「住宅その他申請にかかる土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

また、25番、26番は、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、相当数の街区を形成している区域と認められるため第2種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

すべての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず西部地区の報告をお願いします。

6番
(村上)

議案第4号「非農地証明について」の11ページの1番から12ページ11番について報告します。

1番は、赤坂町の申請人が、申請地を昭和26年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。場所は、市立福山高校の南東、約600メートルのところ です。

2番は、赤坂町の申請人が、申請地を平成13年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。場所は、瀬戸池の北、約300メートルのところ です。

3番は、東村町の申請人が、申請地を平成13年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。場所は、瀬戸池の北、約300メートルのところ です。

4番は、水呑町の申請人が、申請地を平成元年頃から露天資材置場として利用し、現在に至っております。場所は、小水呑橋の西、約350メートルの小水呑公民館の隣です。

5番は、道三町の申請人が、申請地を昭和60年頃から公衆用道路として利用し、現在に至っております。場所は、むつみ苑第2ショートステイの南側のところ です。

6番は、西町の申請人が、申請地を昭和60年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。場所は、内海ふれあいホールの南、約1,200メートルのところ です。

7番から10番は関連しておりますので、まとめて説明いたします。沼隈町のそれぞれの申請人が、申請地を昭和45年頃から建設残土置場

として利用し、現在に至っております。場所は、八日谷ため池の南側のところですか。

11番は、沼隈町の申請人が、申請地を昭和50年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。場所は、八日谷ため池の南側のところですか。

なお、2番、3番、5番から8番、9番の2筆（1681番、1684番）、10番、11番は、農振農用区域に指定されておりますが、農振担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、いずれの申請地も農地性がなく、証明妥当と判断しました。

議長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15番
(小林)

議案第4号「非農地証明について」の12ページの12番から13ページ14番について報告をします。

12番は、昭和58年ころから宅地として利用し現在に至っております。

13番は、昭和40年ころから耕作放棄していたところ、雑木が繁茂し原野・山林となり現在に至っています。

14番は、平成3年1月30日から住宅敷地として利用し、現在に至っております。

現地調査をしましたが、いずれも申請どおり農地性がないと判断しました。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

6番
(村上)

事務局に質問します。農振の転用案件について、農振除外にならなかった場合どうなるのですか。

議長

事務局お答えください。

事務局

農振に係る転用案件については、市長部局の農林水産課と連携を図りながら事務処理を行っております。

農林水産課からは、農振除外の事前相談の時点で、案件によって農業委員会へ農地転用が、可能かどうか相談があり協議を行っております。

その後、農林水産課において、農振除外案件の協議が行われ、農業委員会総会へ諮問されます。総会で委員の皆さまに承認された案件について、農地部会で審議される運びとなります。農振の申請内容と相違のない転用内容であれば承認されることとなります。

議 長 村上委員よろしいでしょうか。

6 番 了解しました。

(村上)

議 長 他に発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等もないようですので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

議 長 それでは、議案第5号「買受適格証明申請について」の14ページの1番と2番について報告します。

1番は、駅家町の申請地2筆の現況が農地であるため、入札参加にあたり、同町の個人が、農地法第3条の買受適格証明申請をされたものです。最高価で落札した場合、申請人は、野菜を作付し経営規模の拡大を図る予定です。

2番は、駅家町の申請地2筆の現況が農地であるため、入札参加にあたり、尾道市の個人が、農地法第3条の買受適格証明申請をされたものです。最高価で落札した場合、申請人は新規就農して野菜・果樹等を栽培する予定です。

議 長 ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局 本案件の土地は、広島地方裁判所福山支部から「現況に係る照会」があり、「農地等の現況に係る照会に対する調査結果」において「農

地として回答した」ものです。

この証明申請は、申請人が、競売へ参加するため、入札参加資格として農業委員会が発行する買受適格証明書が必要なため、行われたものです。

申請人が、最高価買受者となり、農地法第3条の許可申請をされた場合は、裁判所への提出期限がありますので、証明書を発行した時と状況が異なる場合を除き、事務局長が専決処理することになります。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定します。

議 長

続きまして、専決処分あるいは届出等の報告を事務局からお願いします。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明いたします。

まず、15ページの「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」です。本案件は、第7回農地部会において買受適格証明申請が審議された案件です。広島地方裁判所福山支部による競売において最高価買受者となったため、農地法第3条許可申請が行われました。

買受適格証明書を発行した時と申請内容に変更等がなかったため、事務局長の専決により許可書を交付しました。

次に、16ページから18ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届出なければならないとされています。この規定により13件を受理しました。

次に、19ページから21ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、22ページから27ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

届出書は、添付書類も含め完備しておりましたので、農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で、4条20件、5条32件を受理しました。

次に、28ページの「農地法施行規則第32条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。

認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。1件を受理しました。

次に、29ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約した場合は、農業委員会へ通知しなければならないとされています。5件の通知がありました。

次に、30ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。許可または受理後、何らかの事情により履行できなかったことから取消しが申請されたものです。

取消しの理由は、1番は、計画及び譲受人の変更によるものです。改めて、計画面積を変更し、19ページ4番で農地法第4条、譲受人を変更し、22ページ6番で農地法第5条の届出がそれぞれ行われています。

2番は、譲受人の変更によるものです。改めて23ページ、9番で農地法第5条の届出が行われています。

次に、本日配布しました追加報告「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。

本件土地については、8月5日に現況の回答をしたものですが、小作権が設定された農地を含んでいたため、広島地方裁判所福山支部から再度照会がありました。議案書29ページ3番で当該部分について合意解約がなされたため、そのことについて改めて報告するものです。

現況については、第8回農地部会において報告した内容と同一であり、3筆は、農地として、1筆は、非農地で変更はなく、事務局長専決で報告しました。

専決処分及び届出等については以上です。

ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

委員

(質疑なし)

議長

よろしいですか。

発言がないようですので、議案の審議ならびに専決処分・届出等の報告についてのすべてを終了しました。

これをもちまして、2014年（平成26年）第9回農地部会を閉会いたします。

なお、来月の農地部会は、10月30日 木曜日の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時40分閉会